

第3号議案

令和3年度事業計画

1 会 議

総会及び理事会は新型コロナウイルスの感染拡大の状況により規模縮小または書面会議とする場合がある。

(1) 総会

令和3年度定期総会(5月26日)及び必要に応じて臨時総会を開催し、会則に定められた審議事項並びに本会の運営に関し、重要と認められる事項について決議する。

(2) 理事会・三役会

会長が必要と認めたときに開催し、会則に定められた審議事項並びに本会の事業計画及び具体的推進方策について審議を行う。新型コロナウイルスが終息するまでの間は書面会議とする場合がある。

2 免許関係業務

(1) 原動機付自転車免許受付業務

(2) 免許証記載事項変更業務

(上記以外の免許業務は県運転免許センターで扱う。)

3 運動の強調期間及び強調日

(1) 各種交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動、年末の交通安全県民運動には交通安全県民総ぐるみ運動の実施要綱に基づき、地域における本運動の推進を図る。

- ・ 春の全国交通安全運動 (4月6日～4月15日 10日間)
- ・ 秋の全国交通安全運動 (9月21日～9月30日 10日間)
- ・ 年末の交通安全県民運動 (12月21日～12月31日 11日間)
- ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯・前照灯のこまめな切り替えキャンペーン
(10月1日～12月31日 92日間)

※重点日 10月20日・11月22日

(重点日が土曜日及び日曜日又は祝日に当たるときは、これらの日の翌日とする。)

各運動期間に合わせて、祈願祭・人の輪作戦・交通茶屋・常駐型交通茶屋・親子交通安全ふれあいフェア等を実施し、地域全体に交通安全を呼びかける。

(2) 「高齢者交通安全日」の推進

(毎月 10 日 その日が土曜日及び日曜日又は祝日に当たるときは、これらの日の翌日とする。)

高齢者人口の増加に伴い、交通事故死者に占める高齢者の割合は高い水準で推移していることから、広く県民に高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及徹底を図るとともに、高齢者自らが交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣づけることにより、高齢者の交通事故を防止するため次の事項を重点とし、高齢者の交通安全を推進する。

- ア 高齢者自らの安全行動、安全運転の実践
- イ 高齢者に対する思いやり運転の励行
- ウ 高齢者を守るための交通環境づくり
- エ 高齢者交通安全講習会の実施

(3) 「自転車安全利用の日」の推進

(毎月 10 日 その日が土曜日及び日曜日又は祝日に当たるときは、これらの日の翌日とする。)

平成 25 年 7 月施行の「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、県民の間に広く自転車の安全な利用についての関心と理解を深め、自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図り、自転車が関与する交通事故防止活動を推進する。

- ア 街頭活動の強化
- イ 広報活動の強化
- ウ 自転車シミュレーターを活用した講習会の実施

(4) 「交通安全の日」の推進

(毎月 20 日 土曜日及び日曜日又は祝日に当たるときは、これらの日の翌日とする。)

複雑多様化する交通情勢に対処するため、陸上交通に関係ある機関・団体並びに全ての県民が一体となり、交通安全思想の高揚と実践活動を推進し、安全で住みよい生活環境を確立する。

- ア 広報活動の強化
- イ 全席シートベルト着用・チャイルドシート使用の徹底と、反射材の普及・活用を図る。
- ウ 関係機関・団体と連絡協調し、街頭指導の強化を図る。
- エ 交通安全旗他の掲出を促進する。
- オ 交通安全のための各種行事を促進する。

(5) 「交通事故死ゼロを目指す日」の推進

(令和3年4月10日・9月30日)

交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故の発生を抑止し、もって、近年の交通事故死傷者数の減少傾向を確実なものとする。

- ア 街頭活動の強化
- イ 広報活動の徹底
- ウ 情報提供の推進
- エ 常駐型交通茶屋の実施

(6) 交通死亡事故多発緊急事態宣言

県内で交通死亡事故が連続的かつ集中的に多発し、「交通死亡事故多発緊急事態宣言」が発令された場合は、行政機関及び各関係機関と協力し、人の輪作戦の実施や広報活動の強化等の対策を推進して、早期に交通死亡事故多発傾向の抑止を図る。

(7) 各種交通安全キャンペーンの推進

- ア 「創ろう！シルバーセーフティ愛媛」キャンペーン
- イ 横断歩道止まろうキャンペーン
- ウ 交差点マナーアップキャンペーン
- エ 「グッドマナーサイクリストEHIME」キャンペーン
- オ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート100%着用キャンペーン
- カ 飲酒運転追放キャンペーン
- キ えひめ無事故・無違反123コンテスト

4 交通安全教育の推進

(1) 交通安全教育指針の積極的な推進

当協会が、警察・自治体などの交通安全活動を行う機関・団体と協力し、学校教育、地域・事業所での集会、交通安全運動期間中の行事等を利用し、講習・教室等を積極的に実施する。交通安全ビデオ・もみじ箱（高齢者疑似体験装置）の貸出事業についてはホームページに掲載。

ア 高齢者交通安全講習会

高齢者の交通事故防止を図るため、「参加体験型交通教室」を定期的
に開催し、安全意識の高揚を図る。

- ・ 自転車シミュレーターの活用
- ・ 歩行シミュレーターの活用

- ・ 電動車いす講習会の実施
- ・ 反射材の効果を視認する実験
- ・ セーフティ・サポートカー講習
- ・ 交通安全教育車まもるとあんしん号の活用
- ・ 交通安全ビデオの上映

イ 法令講習会

各支部または事業所の要望を受け法令講習会を開催し、多くの会員が受講できるように推進する。また、各種シミュレーターを活用した講習を取り入れる。

ウ 交通安全教室

- ・ 自転車教室
小・中学生、高校生を対象に正しい自転車の乗り方を指導する。
- ・ 園児児童等に対する交通安全教室
幼稚園、保育所の園児・母親及び小学生を対象とした交通安全教室を開催する。
令和3年度から松山市内の交通安全教室は市の委託事業として実施する。

エ 反射材の普及活動

夜間の交通事故防止対策で、反射材の積極的な活用を促すため「交通安全の日」にスーパーマーケット等の施設を訪れる人に対し、反射材を配布する。

(2) 交通安全子供作文の募集

児童・生徒の交通安全についての関心を高め、子供の交通事故防止やドライバーに対する安全運転の向上に資するため、次のとおり作文の募集を行い、優秀作は県交通安全協会に送付する。

- ・ 募集の期間 7月～9月
- ・ 募集対象 小学生・中学生

(3) 松山南地区高齢者自転車大会の開催

高齢者に「交通ルールに従った自転車の安全な乗り方」をマスターしてもらい、自転車利用時の交通事故防止を図るため開催しているが、新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策期が5月19日まで指定されたことを受けて中止した。

5 広報啓発活動の推進

(1) ホームページの運用

ア 交通安全協会の活動の様子（交通安全運動・交通教室等）を写真付で

掲載

イ 交通安全ビデオ、もみじ箱(高齢者疑似体験装置)、チャイルドシート
の貸出事業の広報

ウ 交通安全広報紙「みなみ」を年3回発行。「みなみ号外」については
死亡事故発生時に発行

エ 交通事故掲示板にて松山南警察署管内の事故発生状況を随時更新

オ 交通白書の掲載

カ 定期総会資料の掲載

パソコン・スマートフォン用ホームページアドレス

<http://www.ankyoinfo>

携帯電話(フィーチャーフォン)用ホームページアドレス

<http://www.ankyoinfo/mobile/>

(2) SNS (facebook) の運用

交通安全運動やイベント等を掲載

(3) 電光表示機の活用(砥部車両計量所前)

各運動スローガン・運動重点・キャンペーン等の放映

(4) 電子ポスターの運用・放映(南署ロビーに設置)

ア 各運動スローガン・運動重点・キャンペーン等の広報

イ 交通事故写真の放映

ウ 反射材活用の呼びかけ

エ 早めのライト点灯・前照灯のこまめな切り替えの促進

オ シートベルト・チャイルドシートの着用徹底

カ 南署管内の交通死亡事故発生件数(随時更新)

キ 当協会の活動内容・活動写真等の放映

6 表彰

各表彰については支部長の推薦に基づいて、表彰上申を行う。

(1) 松山南警察署長・松山南交通安全協会会長連名表彰

(2) 愛媛県警察本部長・愛媛県交通安全協会会長連名表彰

(3) 中国四国管区警察局長・四国交通安全協会会長連名表彰

(4) 全日本交通安全協会会長表彰

交通栄誉章緑十字銅章

(5) 警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰

交通栄誉章緑十字銀章

交通栄誉章緑十字金章